

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年三月六日奈良県指令建第九八一一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十日建第八九一二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原下井足八一五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部六〇八番地の七 二〇一

森本良章

一 許可番号

平成二十九年二月二十七日奈良県指令建第九八一一〇一號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十日建第八九一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北花内五二三番一、五二三番二、五二四番一、五二四番四及び五二五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁六丁目六〇七番地一

株式会社ウエブリーディング 代表取締役 前田千幸